

緑区災害相談室の増設及び

臨時災害合同専門相談会の開催について

台風第19号の影響により、緑区内を中心に甚大な被害が発生していることから、新たに10月28日(月)に相模湖総合事務所でも緑区災害相談室を開設しますのでお知らせします。

またあわせて、10月26日(土)・27日(日)に臨時災害合同専門相談会を津久井総合事務所及び藤野総合事務所で開催いたします。

1 緑区災害相談室について

【開設場所】津久井総合事務所 1階 相談室

藤野総合事務所 3階 会議室303

相模湖総合事務所 2階 市民相談室

10月28日から増設

【開設時間】午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までは受け付けしていません)

【相談方法】直接窓口にお越しいただくか下記に電話相談(予約不要)

津久井総合事務所

津久井まちづくりセンター 042-780-1400

藤野総合事務所

藤野まちづくりセンター 042-687-5514

相模湖総合事務所

相模湖まちづくりセンター 042-684-3214

2 臨時災害合同専門相談会について

【開設日時】10月26日(土) 午前10時から午後3時まで

10月27日(日) 午前10時から午後3時まで

(いずれも正午から午後1時までは受け付けしていません)

【開催場所】藤野総合事務所 4階 大会議室

津久井保健センター 2階 集団指導室

【相談方法】直接会場で窓口相談

【相談内容】弁護士、不動産鑑定士、建築士、中小企業診断士、司法書士による専門相談

問合せ先
緑区役所 区政策課
直通電話 042-775-8802